第二十五条の二の三第一項中「株式又は持分」を「株式等」に改める。

第二十五条の三第一項第四号中「株式又は持分」を「株式等」に改め、同項第九号中「第五条の六第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第五条の六第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改める。

第二十五条の五の二第一号中「第二十六条第三項」を「次条第一項及び第二十六条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第二十五条の五の三　銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第二十五条の八の二第一項中「、ニ及びホ」を「及びニからへまで」に改め、第一号に次のように加える。

へ　会計監査人の氏名又は名称

第二十五条の十第一項第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立される長期信用銀行持株会社の会計監査人の履歴書

第二十五条の十の二第一項第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　当該会社分割を行つた後における長期信用銀行持株会社の会計監査人の履歴書

第二十五条の十六第四号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト(1)中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同号ト(2)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト(3)から(5)までの規定及び(8)中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト(10)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第二十五条の五十第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

第二十六条第一項第二号及び第二号の二を次のように改める。

二　長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、長期信用銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二　役員等の選任又は退任（以下この条において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二十六条第一項第二号の二の次に次の四号を加える。

二の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四　会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の六　会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二十六条第一項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　外国において法第六条第三項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

第二十六条第一項第七号中「第四条の六第一項各号」を「長期信用銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第四条の六第一項各号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　法第十三条の二第六項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十一号において同じ。）以外の会社を子会社としようとする場合

第二十六条第一項第十一号中「法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）」を削り、同項第十二号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合